

秋田県告示第382号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 湯沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県雄勝地域振興局農林部及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）